

日本学生支援機構奨学金

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の 学生・生徒に対する緊急採用・応急採用の取扱いについて(通知)

下記の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【山形県】新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、
最上郡鮭川村、最上郡戸沢村

災害救助法適用日:2018 年 8 月 31 日

2. 貸与始期及び貸与終期

【第一種】始期:平成 30 年 8 月以降の希望月 終期:平成 31 年 3 月(条件によって延長可能)

【第二種】始期:平成 30 年 4 月以降の希望月 終期:修業年限の終了月まで